

元永元年内大臣家歌合について

稲田繁夫

この歌合は袋草紙下巻によると、元永元年十月二日内大臣忠通家で催された。時雨、残菊、恋の三題三十六番の歌合で、参加歌人は俊頼、基俊を含めて二十四人、その俊頼、基俊が共に判者となつて、各番の歌を二人が別々に判をしている。このような二人判者の方式は、歌合史上、以前には見られなかつたところである。この両判歌合をきっかけとして、次々と二人判の歌合が出現したことは八雲御抄に、「判者二人常事歟。法性寺歌合、俊頼基俊、又家成家歌合、顯仲基俊など也。」^②によつてもうかゞわれ、しかもこのような二人判は當時の一つの流行でもあつたようだし、時にはまれに、三人判も行なわれたことは同じく八雲御抄の「近、法性寺関白歌合、顯季、俊頼、基俊判之。」の記事で知ることができ^③る。

このような二人判が現われるようになったのは、永承五年四月二十六日の麗景殿女御絵合以来、承暦二年四月二十八日の内裏歌合、寛治八年八月十九日高陽院七首歌合と発展して来た文学的歌合が、俊頼を中心とする衆議判の国信卿家歌合で一つの頂点に立ち、これらが煮つまって俊頼、基俊などの二人判や、これに顯季を加えての三人判の元永期の歌合時代を迎えたからである。俊頼、基俊の対立も、国信卿家歌合までは主

元永元年内大臣家歌合について

として俊頼の判に対する基俊などの論難という姿で、こういう歌論的対立は、その後も天仁二年冬師頼卿歌合に続き^④、

左勝 霜

師頼卿

はつ雪のふるやとぞみるなにはがたあしのはごとにおけるあさじも

右

敦隆

やへむぐらしげりしにはもあれはてゝいくたびしもかおきかさねつる
左歌いひなれたり。右心はをかしけれど末のつる、いかゞとみゆれば、

という俊頼の判と判詞に対し、「基俊難判云、左歌がらをかしけれど、霜のあしたに雪ふるかとぞみゆるとうたがはれむは、義ならぬ心地なむする。」と反駁した。ところがこの歌合においては、相對立する俊頼、基俊の二人が共に判者となつて、それぞれの歌論的見地から自由な判を下している。これは平安時代末期の歌合史上に影響するところ大きく、この二人の対立を頂点として歌合における文学的評論は成熟し、この保守革新の対立が混融し総合統一されて、俊成の幽玄論の樹立が完成していくのである。

前述したような歌合における衆議判的傾向は、俊頼、基俊をそれぞれの中核として煮つまって来たのであるが、この対立する両者を二人判者として、本歌合を初めとして数回にわたつて催し、中世歌論の深化発展に貢献した忠通の歌道に対する理解とその政治力を認めなければならぬ。忠通は類聚歌合巻編集事業の主筆者として想定され、「まだ幼くおはしましし時より、歌合など朝夕の御遊びにて、基俊俊頼などいふ時の歌よみどもに、人の名かくして、判ぜさせなどせさせたまふこと絶えざりけり」というように生まれつき歌道に興味をもつていた。だから八雲御抄で順徳院は「世間にも歌の道むげにすたれて、此道なきがごとし。法性寺入道この道をこのみ云々」といわれるように藤原氏の長者である

番祝の判定を判者俊頼は衆議判に任せたのはその一例である。また講師は作者の名を伏せて朗詠披露したから判者は必ずしも遠慮するには及ばないが、「俊頼頭仲已下皆我負」¹⁶と、俊頼は普通自作を負にしており、本歌合でも自作三首を負二持一にとどめているが、基俊は自作三首のうち二首を勝にし、前表判を欠いている残菊三番も判詞によって見ると明らかに自作を勝にしたものと思われる。こういうところにその場の勝負に執着した基俊の強引さがうかがわれる。この基俊も袋草子下巻では「基俊云、判詞之為判者之人、不詠歌者例也。縦雖詠歌於自作之番不加判、是故実也。仍不加判云々」¹⁷、とっているが、本歌合では公然と自作を勝にし、詞を極めて主張している。しかしこのように、純粹に文学論的立場に立って自由に歌を論ずるということは、理想の方向であり、こういう過程を経てこそ俊成への発展が可能になったのである。

初題時雨のうち俊頼、基俊が正反対の勝を与えたのは三、四、五の各番である。三番

左俊勝

少将公

時雨には色ならぬ身の袖笠も濡るれば薫るものにぞありける

右基勝

雅兼朝臣

冬来れば散り敷く庭の櫛の葉に時雨おとなふみ山辺の里

久松潜一博士は、『左歌の「袖笠」が新奇な詞であり、また、「色ならぬ身」という表現に趣向性があるので、そこを俊頼が賞揚した。清新なところがあるがやゝ趣向に囚われた感がある』¹⁸という意味を述べられている。なるほど俊頼は「珍らしきふしある」歌を志向し、そこに一つの趣向なり構案なりを重視した。しかしこの番の判は必ずしもそのような類型的な観点だけで勝としたわけではない。元来歌合の判は左右一番の相対的な勝負の決定で、また一首の歌の評価は各要素の長短の相殺された総合評価である。俊頼も左歌の短所として、「色ならぬ身といへる、

着たりける衣の白かりけるにや。わが身を色好みにあらずといへるにや。衣の色白きならば、色かはるといほむことかたし。わが身を色好みならずといはば、袖笠薫るらんこと、またかたし。」と述べ、これらの語の新奇性にひかれているのではなく、「色ならぬ」の色が色好みの色か、袖の色か、明確な表現ではないとしていのである。また一首が道理に合わず、特に二句と四句との関係が曖昧であるとその欠点をつけているのである。しかし、右歌が俊頼によって負にされた理由は、右歌のような古歌は多く、本歌取りを否定するのではないが、「詠み似せ」¹⁹るだけではなく、「詠み増さ」²⁰なければならぬという観点に立つからであった。古歌を取ると、どうしても古歌の過ちが避け難い。こういう考慮から、左歌の「なだらか」の一点に優位を認めて、右歌を敢えて負けにしたのである。

これに対し基俊の判詞は簡単で、その評価の内容要素をうかがうことはできないが、はらはらと降り、また一しきり降り来る時雨の音感や情調が感じられなければ、時雨という題意を尽くした歌とはいえない。左歌は梅などの詠み方で、右歌に時雨の題意が十分追求されていると見たのであろう。なるほど「右歌こそ、静かな山里の落寞たる情景が詠まれ、保守的伝統的な美で、この方がむしろ落着いたよい歌である。」²⁰と思われる。やはり幽玄美における沈潜した静寂さ、ひそやかさの美意識は基俊の系列において成熟されたことがうなずかれるのである。四番

左基勝

頭仲朝臣

水鳥の青葉の山やいかならん梢を染むる今朝の時雨に

右俊勝

道経朝臣

かき曇り蟹の小船に背く苦の下とはるまで時雨しにけり

俊頼は左歌が、「水鳥の青葉の山と続けて、梢を染むといふほど、無下にあらはなり。」と表現があまり仰山でむき出しであると不満にし、ま

た万葉集の「秋の露はうつしなりけり水鳥の青葉の山の色づく見れば」^⑩などの歌案である点に同感できなかったものと思われるが、基俊は右歌の時雨は春雨五月雨のように、つくづくと降るものではないからと、「下とほる」まで降るといふ非論理性をつき、左歌が「少し勝る」と定めた。俊頼は「罍の小船にからむほど、思ひかけぬ様なれど」と、この点に氣付いていたが、前述の観点から左歌を勝にした。歌の意味内容の論理的な妥当性ということは、何も俊頼において無視されたことではなく、時雨二番を持にした時の

右

頸国朝臣

濡るれども嬉しくもあるか紅葉の色増す雨の雫と思へば

に對し、「大方の時雨に濡れて、これは衣を染むる時雨なれば、嬉しとて立ちも退かざらんあぢきなくぞ聞ゆる」と、こ理くつと思われるほど非難している程である。しかし左歌の上句と下句との関連による意味の誇張の露骨さに、右歌の「ことわり」の難点に眼をつぶったものと思われる。十二番

左俊勝

重基朝臣

杵原くれなゐ深く染めてけり時雨の雨は色無けれども

右基勝

為実朝臣

山家には櫛のから葉の散り敷きて時雨の音もはげしかりけり

俊頼は左歌は「珍らしげなし」と彼の歌論における秀歌の不可欠の条件である「珍らしきふし」がないと格別の興味を感じなかったが、右歌の「櫛のから葉といへる、いと憎きさまなり」と優ならざるのあるのを激しく非難し、その相対的な比較から珍らしげの無い左歌を勝とした。このことは逆にいえば、俊頼が「珍らしきふし」をいかに重視したかが知られるであろう。たしかに色の無い時雨によって色が付いたというところに左歌の趣向が見られるのである。基俊は「左右の歌柄は同じほど」

ではあるが、左歌は、「時雨の心無くて、ひとへに紅葉の歌」であるからと、右歌に勝を認めた。題意を追求することは歌合における重要な用件であって、すでに国信卿家歌合で十分論議され、長明無名抄巻初に題心を掲げ、俊頼髓脳を引用しているほどであり、長明無名抄は更に続けて、「いかにも歌合などに同じほどなるにとりては、今すこし題を深く思へるをまさると定むるなり」というぐらだから、俊頼ももちろんこの点を十分考慮の上であろうが、前述の判定に落着いたのである。しかしながら、両首を比較すると、一首の構案、趣向には俊頼の勝を与えた方に見られるが、山家の時雨という、ひそまった静けさ、さびしさの美は基俊によって見出されたといわなければならない。このほか、基俊が勝を与えた五番、十一番の歌

霜さえて枯れゆく小野の岡辺なる櫛の朽葉に時雨降るなり

初時雨おとづれしより水茎の岡の色をしぞ思ふ

の前歌に對し基俊は、色々と難点もありながらやはり「聞き馴れたる心地」するとして、当時の保守派の歌人の伝統した情景に同感しておる。後歌においては、「時雨はかやうにこそは待らめと思ひ給ふる。岡の櫛の色を思ふなどいへるも、いひ馴れてをかしさ勝りたるにや」などについてみても、情趣としては古いものであるが、はらはらと叩きながら通りすぎ、また叩く時雨の落着いた静けさやさびしさは、基俊の方がよく見つけているといわなければならない。これを俊頼は「初時雨の歌、珍らしからねどすべらかに聞ゆ。色をしぞ思ふぞ古きことよと、耳にとどまる心地する」と古い表現にはそのまゝ従えなかったが、こういう表現を基俊はあくまで「いひ馴れてをかし」と高く買っているのである。

三

課題残菊における両者の勝負の対立した判は、判の明記されているの

は七番だけであるが、三番も判詞によると勝負が対立しているように考えられる。七番

左基勝

定信朝臣

霜枯れの菊なかりせばいとどしく冬の籬や寂しからまし

右俊勝

雅光朝臣

霜枯るるはじめを見ずば白菊のうつろふ色を惜しまざらまし

右方人たちは「菊なりとも霜枯れなんのちは冬の籬のさびしからざらんことは、いかゞあるべからん」と歌の意味の論理に欠けるところを突いた。本歌合は二人判者であり、判詞には左右の方人たちの難陳がほとんど記録されていないが、本番にはその一片が記されているめづらしい例である。俊頼は右方人の意見に耳を傾け「さもやあるべからん」と一応同意しながら、やはり左歌のよさを見つげようとしている。しかし結局において左右同じほどの歌ではあるが右歌を「いまま少しましひある心地す」と右歌を勝とした。基俊の判詞は短く、「左右同じけれど」「冬の籬や寂しからまし」という表現に同感した。時雨と同じく、残菊の場合にも、基俊はひそまった静けさ寂しさの情趣、枯れゆく菊の哀愁についてよく享受しているが、俊頼の見つけたよさは、「たましひある」つまり、「きりっとした、思いつめたような心持、単にこころというのよりも、何かきびしいものの感じられる」²³とところにある。それは基俊に伝統的に継承されて来た情趣的なものよりも、俊頼において志向され庶幾される「珍らしきふし」という趣向、構案という知的なものであった。三番の

左

顕仲朝臣

万代の秋のかたみになすものは君が齡を延ぶる白菊

右

基俊朝臣

今朝見ればさながら霜を戴きて翁さびゆく白菊の花

元永元年内大臣家歌合について

この番は判は記録されてはいない。俊頼は「たしかなることをたづねて一定を申すべし」と判定を留保しているが、判詞の文面から察すると、基俊の歌には同感してはいないようであるから、この場としては基俊の歌には勝を与えるわけにはいかなかったであろうと思われる。基俊はかなり積極的に自詠を「残れる菊はかやうにも詠みてんと見え侍り。ひがことにや」と押し出しているの、両者の勝負の決定は正反対であったと見てよいであろう。左歌三句は図書寮本には「なるものは」とあるのである²⁴が、基俊判詞は「なすものは」「つめげに見えたり」と切迫した表現のぎこちなさを非難しているから、類従本の通りに「なすものは」が本歌合における実際であろう。

俊頼は左歌は祝に寄せた歌だから「ともかくも申し難し」と、あまり触れてはいない。それよりも右歌の「翁さびゆくといふことは、翁ざれといふ詞とこそ承りおきたるに、これはこの心にはたがへり。」と、この言葉が十分に理解出来なかったようである。左歌の評の中で基俊は証歌の引用にあたり、藤原忠行へ対する紀友則の返歌であるのを、貫之に対する忠岑の返歌としてしているような歌の故実、証歌に精しい彼としては、記憶の誤りに陥った所のあるのはさておいて、右歌は基俊得意の歌であったことと思われる。「残れる菊はかやうにも詠みてんと見え侍り。ひがごとくにや」という言葉には、この歌に自信を持ち、むしろ参会者に秀歌の手本とすべきだと誇る口吻が見えるほどである。基俊は白菊の置く霜に色移ろう姿を「翁さびゆく」象徴と見たのであって、先学も指摘されたように、芭蕉の「花守や白き頭をつきあはせ」を連想させ、華やかな情景の中に寂びのある情景である。この歌は晩秋の残菊の情景をよく観照しているといわなければならない。俊頼は「翁さびゆくといへること、たしかに知らぬことなり」と謙遜した言い方にせよ、こういうひそまった沈潜美という境地を理解できなかったようである。

両判者の勝負の評価が全く対立したのは、残菊においては以上の二番であるが、その他の各番において俊頼が非難したものは、六番

左俊持

少将公

枯れゆくを歎きやすらん初霜の菊のゆかりに置くと思へば

十一番左持

信濃公

苔のむす岩根に残る八重菊は八千代咲くとも君ぞ見るべき

などにおいて、前歌を「ふることにて、面白しと覚ゆることも見えず」後歌は「末はことのほか古りたり」と、詠み古るした歌には興味を起すわけにはいかなかったようで、六番右歌

信忠朝臣

わが宿の籬にやどる菊無くばなににつけてか人も問はまし

を基俊は勝にしているが、彼は「古りて珍らしげなし」と突き離している。「心を先とし珍らしきふし」²⁶を求めた俊頼にとっては、陳腐な観念的に習慣化された古歌の情調に拘わっていく詠み振りを革新しようとする意欲の強さを感じられる。しかし歌合の相対的な優劣の判定という関係上、たとえ「珍らしげ無けれども」²⁷「なだらか」^(全)である一点から勝たせる場合もあった。もっとも、この残菊一番は一方の右方は俊頼作で、例の通り歌合の自作はほとんど勝にできなかったためでもある。俊頼、基俊とも残菊の各番で、前述三番の基俊が自作を高く評価したように、積極的に賞讃した歌は無い。相対的に勝を与えているに過ぎない。そういう中で、基俊が好感したものは「いひ馴れ」²⁸た歌である。

「言ひ馴る」とは洗練された歌であるが、その評語の意味する実質は三代集以来の古風な情趣であり、それらは俊頼にとっては無条件にはうなずけなかったものであった。

四

課題恋で判の勝負が対立したのは、一番、九番、十二番である。一番

左俊勝

摂津公

絶えず焚く室の八島の煙にもなほ立ちまさる恋もするかな

右基勝

頼国朝臣

盃のしひてあひ見んと思へども恋しきことのさむるよも無き

両判者とも可なり長い判詞となっている番である。「絶えず焚く室の八島」は「煙」の序として使われているが、「室の八島の煙」と続くのは一般にそう詠んでいるにしても、それは野中の清水のもやか、あるいは真の火焚く煙か、いずれにしても「絶えず焚く」という表現は、俊頼においては「ひがごとく申すべからん」ことであり、基俊にとっても「いづれにても絶えず焚く」といふこと、未だ見給へざる」こととして非難されている。殊に基俊は証歌の本文があるか否かが、しつこく追求され、それが評価の根拠になっている。しかし、俊頼は右歌の「盃のしひてあひ見ん」という唐突な詠み出しは、珍らしき節を求め、詞を飾る彼の主張以上に奇矯であると退け、前歌の「事足らず」言葉足らずのあるにも拘らず、巧みな面白さの上から勝にした。九番

左基勝

道経朝臣

逢ふことのいまはかたのとなりぬればかりに問ひ来し人も問ひ来ず

右俊勝

忠隆朝臣

おさふればあまる涙はもる山のなげきにあたる雫なりけり
いづれも懸け詞と縁語を使っている歌で、基俊にいわせると「いづれも殊なる難無き」歌であるが、俊頼は右歌を「思ふ心無きにはあらず」と言い、基俊は左歌を「今少し心細くぞ見え侍る」と対立した。しかし心細い恋情はむしろ右歌にあり、音声的ななめらかさ、恋心の象徴化という観点からしても俊頼に同感したい。このような評価の方向は十二番の

左俊勝

為実朝臣

わが恋は高師の浜にゐる田鶴の尋ねてゆかん方もおぼえず

右基勝

時昌朝臣

逢うことのたのむる人の無き時は世を憂きものと思ひぬるかな
にも見られる。基俊は豊富な証歌によって、高師の浜という歌枕には、
波ということを上にも匂わせて、その後で高師の浜といたいと典拠にこ
だわったが、俊頼はこの点を「いささか異なるさまなれど、さして事な
し。ゐる田鶴の尋ねてゆかん、勝つと申すべからん」と推し、基俊は高
師の浜の一点が、詠み方を取り違えたとして、右歌の「今すこしなだら
か」なを取り上げた。基俊も俊頼と同じく「なだらか」さが評価の一
つの基準となっているが、この番の歌でみると、俊頼は「珍らしき節」
の不十分なならかさよりも、多少の典拠上の難点があっても「珍らし
き」趣向のある歌を好感したようである。二番は勝負が正反対ではない
が、両判者の番である。

左俊持

俊頼朝臣

口惜しや雲居がくれに棲むたつも思ふ人には見えけるものを

右基勝

基俊朝臣

かつ見れど猶ぞ恋しき吾妹子がゆつをつま櫛いかでささまし

俊頼は歌合では作者の名が伏せてあるのを幸に、「前の歌は、心も得
ず、異様極り無きにこそ侍るめれ」と、極端な非難を敢えてした。

自詠に対するこのような激しい非難は、一般の常識では考えられない
し、基俊など、自作を押し出すのと全く逆な行き方である。基俊はまたこ
れに追い討ちをかけて、「口惜しやなど詠みたらんは、かやうの歌合な
ど未だ見侍らず。無下にこそ覚え侍れ」と非難した。「口惜しや」とい
う散文的な表現は、歌合では最も避けなければならぬし、また前例が
ないというのである。ところが基俊は、たつ（龍）を田鶴と早合点し、
「和歌に未だ見出し侍らず」と、長広舌をふるって、自詠を「右歌、詞

にあやまつところも無く、歌柄も悪しからねば、よろしとはひがごと
や」と勝にした。長明無名抄によると俊頼の子俊恵から聞いた後日談が
載せられている。

それによると、基俊の見当違いの「たつ」についての非難に対し、俊
頼は「その座にては言葉も加えず」黙していたが、忠通が「こよひの判
の詞、おのおの書きて参せよ」と言った時、「これは田鶴にはあらず、
龍なり」と書いて答えたということである。俊恵はこのことについて、
「基俊弘才なれど、思ひはかりもなく、人の事を難するくせの侍りけれ
ば、ことにふれて失多くぞありける。」という通り、基俊は俊頼に挑むこ
と多く、敢えて自作を推し上げたが、右歌が基俊のいう通り無難な歌で
あっても、この誤解が事前に分かっていたら、可なり異なった判になっ
ていたことと思われる。

このように対立した本歌合であったにも拘らず、三年後の同じ忠道家
の保安二年九月十二日の関白内大臣家歌合によると、俊頼、基俊は二人
判でなく、判詞は別々でも判は一つに統一されているせいもあるが、両
者の判定はよくも揃ったものだと思ふほどである。実方清氏は、群書類
従本の山月三番左の判詞の終りの部分「左歌たけたかしちとや申すべ
からん」^⑧を根拠として、基俊の歌論における美意識として、「たけ高き
心」を挙げておられるが、袋草紙下巻に抄録された同歌合の俊頼判詞
が、すべて類従本の終りの部分であることを考え合わせると、「たけ高
き心」は俊頼の志向した美意識といわなければならない。また、類従本
の判者名に基俊だけを挙げてゐるのは誤りである。そこで、類従本の判
詞に「左歌は」「右歌は」と各番二回繰返されている初めの一組が基俊
判詞、後の一組が俊頼判詞と見るのが正しいはずである。すると、元永
元年内大臣家歌合で、俊頼が基俊より先に批評を加えていることから、
俊頼を年長者と推定されるのは、必ずしも適切とは言えないであろう。

関白内大臣家歌合の判定で対立の見えなかつた俊頼、基俊も、類従本には見ることができないが、袋草紙遺編によると、これに続いての保安三年二月二日の無動寺歌合³³⁾では、桜左負僧行真の歌を、「あまりなりとて右勝」との俊頼判を、「基俊同難之、但為持」と基俊は論難して「持」に持ち込んでいたので、この時の判定は関白内大臣家歌合と同様に統一されていても、その判定経過は本歌合とは異なつた興味があると思われる。

(三八・七・二七)

註

- ① 日本歌学大系第二卷一八五頁
- ② 全第三卷五六頁、全第二卷一九三頁(袋草紙)
- ③ 全第三卷五六頁
- ④ 「国信卿家歌合について」長崎大学文学部研究報告第十二号拙稿参照
- ⑤ ①の全頁
- ⑥ ①の一八七頁によると保安二年九月十二日関白殿歌合判者俊頼基俊。全一八八頁には忠通主催ではないが、無動寺歌合保安三年二月二十日判者俊頼基俊
- ⑦ 堀部正二氏著、纂輯類聚歌合とその研究
- ⑧ 今鏡第五。国史大系第十七卷八二五頁
- ⑨ 日本歌学大系第三卷九一頁
- ⑩ 日本古典全書、峯岸義秋氏校註本による。この本は類従本を底本とし、図書寮本、内閣文庫本で校合されている
- ⑪ 長崎大学人文科学研究报告第六号拙稿
- ⑫ 有朋堂文庫百人一首一夕話四八五頁
- ⑬ 類従本九輯七六四頁
- ⑭ ①の五六頁
- ⑮ 長明無名抄、⑨の二九二頁
- ⑯ 全右。②の一四三頁、俊頼朝臣為判者之時、以吾歌定負。殿下歌合

- ⑰ ①の一四二頁
- ⑱ 日本文学評論史総論歌論篇四二六頁、基俊と俊頼
- ⑲ 俊頼髓腦、日本歌学大系第一卷
- ⑳ ⑱参照
- ㉑ 万葉集一五四三番
- ㉒ ③の二七七頁
- ㉓ ⑩の二三一頁頭註
- ㉔ 同二二六頁頭註
- ㉕ ⑱参照
- ㉖ ⑱の一八九頁
- ㉗ 残菊一番左歌の俊頼判詞
- ㉘ 残菊四番、十二番基俊判詞
- ㉙ ⑮の二九二頁
- ㉚ 日本歌論「藤原基俊の歌論」三七二頁
- ㉛ 類従本八輯九二頁
- ㉜ ⑩の二二二頁頭註
- ㉝ ③の一八八頁